

グループホームたかおか 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条

この規定は、医療法人みずほ会が開設する「グループホームたかおか」（以下「事業所」という。）

が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、介護保険法並びに関係法令等の趣旨及び内容

に沿った、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、要介護又

は要支援2の認定を受け、認知症と診断された方（以下「利用者」という。）に対し、個々の状態に

最適な質の高いサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

認知症高齢者が、共同生活住居において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的

な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話、機能訓練を行う。

関係

市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努

める。

2 利用者の、身体的および精神的状況を把握する事に努め、その状態や症状に応じ、適切に対

応する

3 生活リハビリテーションの観点から、ホーム内での家事等は、できる限り、入居者と介護員が共同で行う。

4 利用者の行動を把握し、安全に十分留意する。

5 地域住民との交流を深めていき、地域に密着したグループホームづくりに努めていく。

6 居宅介護支援事業所やその他の保健・医療サービス、福祉サービスの提供者と連携をとりながら、又、関係各市町村とも連携し、利用者にとって、総合的に、適切なサービス提供が受けられる様、配慮する。

7 入居者の日常的な健康管理及び入居者の急変に備える方法として、医療連携体制を整える。

8 入居者の看取りについては、指針を定め、利用者の身元引受人（若しくは家族）と同意書を取り交わす。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

1. 名 称 グループホームたかおか
2. 所在地 高知県土佐市高岡町甲 508 番 1
3. 管理者 浜田 大輔
4. 定 員 18 人
5. 居室数 18 室

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数および職務内容)

第5条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者は、1名とする。
管理者は、事業の従業者および業務の管理を一元的に行うと共に、認知症対応型共同生活介護および介護予防を提供する。
- 2 従業者は、1ユニットにつき、常勤換算で3名以上とする。
夜間は、2ユニットにつき、従業者を1名以上配置する。
従業者は、介護その他の日常全般のお世話、食事の提供、機能訓練を行う。
- 3 計画作成担当者を2名配置し、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

**第3章 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護時事業の方法、
内容及び利用料、その他の費用の額**

(指定認知症対応型共同生活介護および介護予防の内容)

第6条

指定認知症対応型共同生活介護および介護予防は、要支援者および要介護者(要支援2)で、認知症の状態にある人を対象に、共同生活を送る住居を準備し、日中は利用者3人に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤体制をとって夜間ケアをする。

(利用料、その他の費用の額)

第7条

指定認知症対応型共同生活介護および介護予防の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護および介護予防が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている割合に応じた額とする。

- | | | | |
|---|-----|----|--|
| 2 | 食費 | 日額 | 1,200 円 (朝 300 円 / 昼 400 円 / 夕 500 円) × 利用実績 |
| 3 | 住居費 | 月額 | 居室 30,000 円 (日額 1,000 円) |
| | | | ※生活保護受給者については、月額 29,000 円 |
| 4 | 共益費 | 月額 | 18,000 円 (日額 600 円) |

上記 (2) ~ (4) は、月の途中で入退去した場合には、日割り計算とする。

また外泊した場合には、食費・共益費を日割り計算とする。

- * 上記に関わる費用徴収に際しては、事前に利用者またはその家族に対し、該当サービスの内
容を説明し、同意を得る。
- * 上記の他、日常生活に関する費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者またはそ
の家族に説明し、同意を得たもの限り徴収する。
- * 入居者負担金については、翌月 15 日頃発行される請求書を受領の上、その月の末日ま
でに
支払うこととする。

(入退居にあたっての留意事項)

第 8 条

本事業は、要介護者、要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。

- 2 指定認知症対応型共同生活住居への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する
- 3 危険行為によって、他の入居者に迷惑や悪影響を及ぼさない。
- 4 利用者間での人権を尊重し、プライバシーを侵害しない。
- 5 入居者の退居に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 6 入居者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護事業所等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 9 条

入居者が医療機関に入院する必要があるとき、1 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。

- 2 入居者が医療機関に入院する必要があるとき、1ヶ月以内の退院が見込まれない場合には
本人及び家族と協議し退居の手続きをとる。

(非常災害・防火対策)

第10条

非常災害・防火対策は以下のとおりである。

- 1 防火管理者は事業所管理者等を当て、火元責任者は事業所の介護職員等を当てる。
- 2 始業時および就業時には、火災防止の為、自主的に火元の点検を行う。
- 3 非常災害用の整備は、常に有効に保たれるよう留意する。
- 4 防火管理者は、従業者に対して以下の防火教育、防火訓練を行う。
 - * 防火教育訓練および基礎訓練を年に2回以上
 - * 利用者を含めた総合練習を年に2回以上
 - * 非常災害用設備の使用方法的徹底を随時

第4章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第11条

入居者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する
- 3 採用時の研修および継続研修、経験に応じた研修を随時行って行く。

(健康管理)

第12条

従業者は常に入居者の健康の状況に注意すると共に、健康保持の為の適切な措置を講じる。

(衛生管理)

第13条

本事業を提供するのに必要な設備、備品などの清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(協力医療機関および協力歯科医療機関)

第14条

利用者について、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、当該利用者の主治医又は協力機関への連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

協力医療機関	朝倉医療クリニック、土佐市民病院
協力歯科医療機関	ふくしまデンタルクリニック

(揭示)

第 15 条

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサー
ビスの選択に資する重要事項を定める。

(秘密保持)

第 16 条

従業者は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 3 従業者でなくなった後にも、利用者または家族の秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に入れる。

(苦情処理)

第 17 条

入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事
実関係の調査の実施、改善措置、入所者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置
を
講ずる。

(損害賠償)

第 18 条

入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損
害賠償を行う。

(身体拘束廃止に向けての取組)

第 19 条

サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急
や

むを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得る。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、更に実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策

を検討する委員会を3月に1回開催すると共にその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、身体拘束廃止に取り組む。

(利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のための取り組み)

第20条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講

じます。

- 1 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の

権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

第21条

この規定に定められた事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人みずほ会と事業所の

管理者との協議を基に定めるものとする。

附則一この規程は、令和4年10月1日より施行する。

附則二この規定は、令和6年4月1日より施行する。